

東京しごと財団「奨学金返還支援事業」を活用した登録企業を支援する補助金について

1 主旨

東京しごと財団「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」（以下「奨学金返還支援事業」という。次頁参照）を活用した区内中小企業に対して、区がその出えん額の一部を補助することにより、奨学金貸与を受けている大学生の区内企業への就職を支援するとともに、区内の建設・IT・ものづくり分野における人材確保の促進を図る。

2 事業概要

奨学金の貸与を受けている大学生等が奨学金返還支援事業に登録した区内中小企業（建設・IT・ものづくり分野）に就職し、その後1年以上勤務した場合に、下記の通り企業が出えんした奨学金返還費用の1/2を助成する。（1年以上経過後に実績が伴う事業であるため、事前に速やかに事業周知を行う。）

3 事業内容

（1）対象となる企業

建設・IT・ものづくり分野の中小企業の内、以下の①、②の両方に該当する企業

- ① 「奨学金返還支援事業」の登録企業で、区内に本社または主たる事業所を有している企業
- ② 「奨学金返還支援事業」を利用し、対象となる登録者に係る奨学金において、基金（東京しごと財団）への出えんを完了している企業

（2）補助金の交付対象となる額と交付額

「奨学金返還支援事業」に基づき補助対象事業者が出えんした額の2分の1

○負担額内訳

種類（3年間）	30万円	72万円	150万円
東京都負担額	15万円	36万円	75万円
登録企業負担額	15万円	36万円	75万円
世田谷区補助額	7.5万円	18万円	37.5万円

○1年間あたりの負担内訳

東京都負担額	5万円	12万円	25万円
登録企業負担額	5万円	12万円	25万円
世田谷区補助額	2.5万円	6万円	12.5万円

※区は登録企業の支払実績に対し企業負担額の1/2相当額を企業に交付する

4 事業開始日（予定）

令和6年1月

5 事業経費

25万円（12.5万円×2件分）

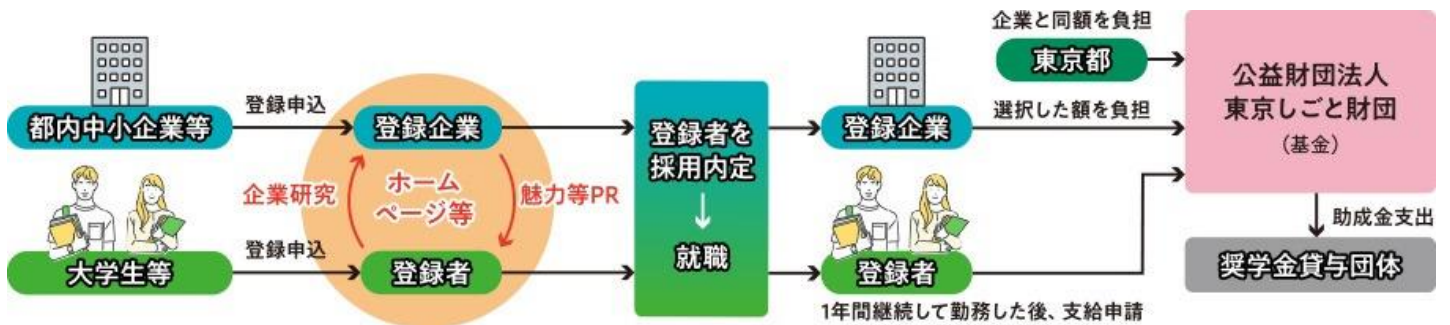
※事業開始後、早くても1年以上経過後に最初の実績が見込まれる。

6 奨学金返還支援事業に登録した区内企業

令和4年度／1社（建設分野）、令和5年度／1社（建設分野）

7 （参考）東京しごと財団「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」の概要

奨学金の貸与を受けている大学生等が本事業に登録した中小企業（建設・IT・ものづくり分野）に就職し、その後1年以上勤務した場合に、東京都と登録した企業が出えんした基金により奨学金の返還費用を助成する事業。東京都と登録企業が3年間にわたり1／2ずつ負担して助成する。



（「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業事務局」HPより）

東京しごと財団
「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」



世田谷区独自の 追加補助を実施します！

建設・IT・ものづくり企業の 人材採用を支援します！

東京しごと財団「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」*に登録している世田谷区内の中小企業に対し、登録企業負担額の1/2の額を補助する事業を実施します。

*東京しごと財団「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」について

建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等の中核人材となりうる若者の採用と定着を支援するため、東京都と登録企業が協力し、大学生等が貸与を受けている奨学金返還費用の一部を助成する制度

登録企業が就職後1年間継続して勤務した場合、東京都と登録企業が1/2ずつ負担して奨学金返還費用相当額の一部を3年間にわたり助成する。

詳細はこちら



世田谷区の事業概要

奨学金の貸与を受けている大学生等が東京しごと財団「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」の下記対象企業に就職し、1年間継続して勤務した場合、対象企業が負担する奨学金返還費用相当額の1/2の額を3年間にわたり助成する事業です。

(対象となる登録者に係る奨学金において基金への出えんが完了していることが条件。)

▷対象企業

東京しごと財団「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業」に登録している世田谷区内の企業（世田谷区内に本社または主たる事業所を有していること）

▷企業負担額と区負担額

登録企業が、東京しごと財団に登録申込時に希望選択した企業負担額について最大3年間にわたって、**区が1/2の額を負担します。**

詳細は裏面をご覧ください

①から③までのうち、東京しごと財団に登録申込時に希望選択した出えん額について、最大3年間にわたって、**区が1/2の額を負担**

1名/1年	東京都負担額	登録企業負担額	区補助額
①	5万円	5万円	2.5万円
②	12万円	12万円	6万円
③	25万円	25万円	12.5万円

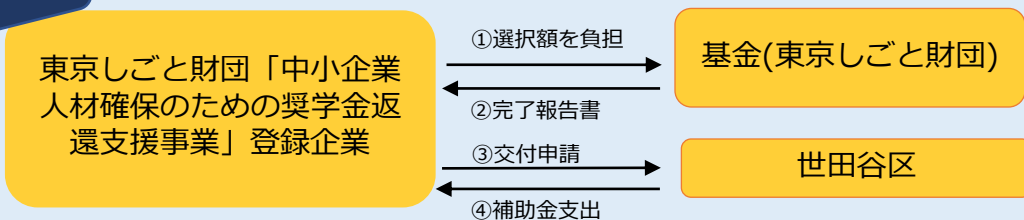
1/2の額を補助

≡ **3年間では…**

1名/3年	東京都負担額	登録企業負担額	区補助額
①	15万円	15万円	7.5万円
②	36万円	36万円	18万円
③	75万円	75万円	37.5万円

1/2の額を補助

事業の流れ



世田谷区との事務の流れ

- 上記「事務の流れ」図「③交付申請」時点で以下 (1)、(2) を提出
 - 補助金交付申請書
 - 補助金交付請求書

申請受付中

まずは電話でお問合せください。
 ※申請受付順に予算がなくなり次第、受付を終了します。

お問い合わせ (受付窓口)

世田谷区 経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課
 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
 TEL: 03-3411-6662 (直通)
 FAX: 03-3411-6635